

株式会社プロモ・ラボ サービス利用約款

株式会社プロモ・ラボのご提供するサービスのお申込方法やご契約の内容等については、このサービス利用約款で定めております。お申込の前に、必ずこの利用約款の内容をご確認ください。

このサービス利用約款の内容をご承諾いただけない場合には、サービスのお申込およびご利用をお断りいたしますので、ご注意ください。

第1条(サービス利用約款の目的)

このサービス利用約款は、株式会社プロモ・ラボ(以下、「当社」という。)の提供するサービスのご利用を目的とするご契約(以下、「利用契約」という。)の内容等について定めます。「お客様」とは、本約款の全ての規定を承諾したうえで、当社所定の方法によりサービスの利用を申込みした方をいいます。

第2条(お申込の方法)

1. 利用契約のお申込の方法は、サービス申込書によりお申込みいただく方法となります。
2. お申込みいただく場合には、当社が別に定める様式のお申込書のすべての項目について漏れなくご記入いただき、ご捺印のうえ郵送又はご提出ください。
3. 利用契約のお申込みに際しては、当社が第5条において定めるサービスコースに掲げるものの中からご希望のものをお選びください。オプションをご利用希望の方はオプション欄よりお選び下さい。別途見積もりが必要なオプションサービスは後日当社より見積書を提出させていただきます。

第3条(利用契約の成立要件・時期)

利用契約は、お客様が当社へサービスをお申し込み後、当社口座に初期設定料金をご入金頂いた時に成立するものとします。

第4条(契約を行なわない場合)

当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、利用契約のお申込みに対して承諾を行なわないことがあります。

- (1)お客様がこの利用約款に違背して当社のサービスを利用することが明らかに予想される場合。
- (2)お客様が当社に対して負担する債務の履行について遅滞が生じている場合または遅滞の生じたことがある場合。
- (3)お客様が利用契約のお申込みに際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
- (4)お客様がお申込みの際に未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人であって、自ら単独で有効かつ確定的に利用契約を締結する能力を欠き、法定代理人またはその他の同意権

者の同意または追認がない場合。

(5) 前各号において定める場合のほか、当社が業務を行なう上で支障がある場合または支障の生じる恐れがある場合。

(6) お申し込み時にウェブサイトを所有し、そのサイトの内容が以下のいずれかに該当する場合

1. 著作権その他の知的所有権を侵害するおそれのある表現・内容を含む場合
2. 他人の名誉・プライバシーその他の権利を侵害するおそれのある表現・内容を含む場合
3. ねずみ講もしくはマルチ商法に関する内容を含む場合
4. 公序良俗に反する表現・内容を含む場合
5. 法令に反するもしくは反するおそれがある表現・内容を含む場合、または違法行為を助長するもしくはそのおそれがある表現・内容を含む場合
6. 著しく内容が乏しいもしくは著しく品性を欠く場合または嫌悪感を与えるもしくは差別につながる表現・内容を含む場合
7. その他当社が不相当と判断した場合

第 5 条(サービスコース種類)

当社は、お客様に以下のサービスコースより選定されたサービスの提供を行ないます。

1. お試しコース
2. エコノミーコース
3. スタンダードコース
4. ネット営業部コース

第 6 条(オプションサービス)

1. 当社は、お客様からお申出があったときは、当社が別に定めるオプションサービスを第 5 条のサービスコースに付加してご提供いたします。

(オプションサービス種類・料金)

- (1) ホームページ・制作&リニューアルコンサルティング
- (2) ホームページ制作
- (3) ホームページリニューアル
- (4) アクセス解析の仕組みづくり
- (5) ホームページ更新サービス
- (6) 検索スポンサー広告運用月額追加
- (7) ネット営業コンサルティング(1回2時間訪問)
- (8) 営業&プロモーション 全般コンサルティング(1回2時間訪問)
- (9) 顧客からの問い合わせメール受付サービス(ネット営業部サービス)
- (10) その他上記以外のサービス

2. お見積もりが必要なオプションサービスは別途お見積もり、ご請求とさせていただきます。

3. 当社は、前項にもとづいて当社が定めるオプションサービスの内容を予告なく変更する場合がございます。当社は、このことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第7条(旅費)

東京都23区内、および札幌市及び近郊(石狩市、江別市、小樽市、北広島市、恵庭市)以外は旅費実費相当(交通費・宿泊費を含む)の請求とさせていただきます。

第8条(サービスコースの廃止)

1. 当社は、業務上の都合により必要があるときは、お客様に対して現にご提供しているサービスの全部または一部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項において定めるサービスコースの廃止を行なう場合には、その1ヶ月前までにその旨をお客様にご通知いたします。

3. 当社は、本条第1項において定めるサービスの廃止によりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

4. 当社は、本条第1項において定めるサービスの廃止に関し、当社とお客様が長期契約を締結しかつ前金として入金された費用は二者間の協議により返金される場合があります。

第9条(サービスコース料金価格)

1. 当社は、第5条において規定するサービスコース料金及び一部オプションについてあらかじめ価格を定め、別にこれを公示いたします。

2. 当社は料金の価格を変更することがあります。但し、契約後のお客様は協議の上変更とさせていただきます。

第10条(サービスコース料金のお支払方法)

1. 料金のお支払方法については、利用契約のお申込みの際に次の各号のいずれかをお選びいただきます。

(1) 銀行口座への振込

(2) その他(当社が了承した上記(1)以外の支払い方法)

2. 振込手数料はお客様負担とします。

第11条(支払い期日)

1. 支払い期日は以下のとおりとします。

(1) 初期設定料金は前金制とし当社が申込書受理後、お客様に入金していただきます。

(2) 月額サービス料金、広告費用は前金制とし、毎月末日に締め切り後、請求書を月初めに郵送またはEメールで発送し、その月末までに当社指定の銀行口座に振り込むものとします。

第 12 条(契約期間)

1. 契約期間は6ヶ月とします。但し、当社が定める場合はこの限りではありません。

第 13 条(申込者の行なう解除)

1. お客様は、本条において定める解除を申請された場合であっても、すでに当社に支払った所定の料金等の全部または一部の償還を受けることはできません。
2. 契約期間中に解除を申請する場合は、契約解除日より2ヶ月前にお申し出ください。
3. 契約期間満了日の2ヶ月前までにお客様より解約・変更の申し出がない場合は、この契約は自動的に6ヶ月間延長されるものとし、以降も同様とします。

第 14 条(当社の行なう解除)

1. 当社は、お客様について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で利用契約の解除を行なうことができます。
 - (1)お客様が、この利用約款の定める義務に違反した場合。
 - (2)お客様が所定の料金等のお支払のために当社に交付した小切手またはその他の有価証券が、不渡りとなった場合。
 - (3)お客様について破産手続またはその他の倒産手続が開始した場合。
 - (4)お客様が、当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (5)前各号において定める場合のほか、当社が業務を行なううえで重大な支障がある場合または重大な支障の生じる恐れがある場合(威嚇業務妨害、月額サービス料金未払い等)。
2. 当社が本条において定める解除を行なったときは、その利用契約は、その解除の通知がお客様に到達した日をもって終了するものとします。
3. 当社は、本条において定める解除を行なった場合であっても、そのお客様に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第 15 条(責任関係および免責)

1. 対象ホームページへのアクセス数が減った場合でも、当社は何ら責任を負わないものとします。但し、レポート提出の遅延等当社に明らかな怠慢が認められたときはこの限りでないものとします。
2. 当社は、以下の場合一切の責任を負わないものとします。
 - (1)第9条に定めるサービスの停止もしくは中止により損害が発生した場合
 - (2)お客様と第三者との間でトラブル等が発生した場合
 - (3)その他本契約に関してお客様が損害を被った場合

第 16 条(紛争の解決等)

1. 準拠法

利用契約にもとづく権利または法律関係には、日本国の法令を適用するものとします。

2. 裁判管轄

利用契約にもとづく権利または法律関係を対象とする訴えについては、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除します。

3. 紛争

利用契約にもとづく権利または法律関係について紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

第 17 条(サービス利用約款の改定)

当社は、実施する日を定めてこの利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、利用約款の内容は、改定された利用約款の実施の日から、改定された利用約款の内容に従って変更されるものとします。また利用約款改定の告知はウェブサイト、Eメールにて行なうものとします。